平成２８年（フ）第７６号
埼玉県行田市谷郷１丁目16番４号
債務者　杉本　敏一
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１７４号
福井市大町２丁目705番地　フォレスト・ヴィラＡ202、旧住所福井県鯖江市新横江１丁目５番１号
債務者　高橋　辰典
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８７号
札幌市白石区南郷通２丁目南８番10―1101号
債務者　高橋ゆかり（旧姓森川）
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２２３号
札幌市東区北36条東28丁目２番６号
債務者　亀田　在宏
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　悟志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４９４号
横浜市港南区日野南２丁目21番３―301号
債務者　小野里長雄
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星原　正明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０号
長野県上田市前山449番地
債務者　鷲原　重光
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　利夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第５６８号
京都市南区東九条上御霊町12番地23
債務者　塩見　徹男
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　喜田　純章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第９８２号
福島県南相馬市鹿島区小山田字ブナ坂189
べこ湯宿舎Ｅ棟103号、住民票上の住所札幌市東区北37条東14丁目１番19―101号
債務者　里口　　章
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０８６号
札幌市東区苗穂町９丁目６番１―40号
債務者　村上絵美笑
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１３７号
北海道石狩郡当別町元町104番地
債務者　佐藤　伸治
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１６５号
北海道千歳市清水町３丁目20番地の１　市営住宅スカイヒルズ団地702号
債務者　箱田　夕奈（旧姓梅木）
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１７２号
北海道千歳市高台３丁目２番５―202号　市営住宅高台団地
債務者　有馬　陽子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１８０号
札幌市白石区本郷通６丁目南２番10―408号
債務者　石羽澤　大
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１８４号
札幌市東区北35条東２丁目６番７号　ノースウィングＡ棟103号
債務者　黒川　琴美
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１９３号
札幌市豊平区月寒東５条７丁目１番27号　コーポ笹川５号
債務者　今川　久子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２０１号
札幌市西区琴似１条５丁目２番23―806号
債務者　大泉　洋子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２０４号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目18番20―406号
債務者　長谷川伸人
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部